

通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

- 営業日 : 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く)
- 営業時間 : 営業日の午前9時から午後5時の間、6～7時間
- 利用定員 : 20人
- 通所運事業実施地域 : 桜区、浦和区、南区、中央区

《通所リハビリテーション利用料》 (単位:円)

基本料金

その他個別に加算される費用

	要介護度	基本料金			内容	その他個別に加算される費用			備考
		1割負担 金額	2割負担 金額	3割負担 金額		1割負担 金額	2割負担 金額	3割負担 金額	
基本料金	介護度1	769/日	1,538/日	2,307/日	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	20/日	39/日	59/日	
	介護度2	914/日	1,828/日	2,742/日	入浴介助加算(Ⅰ)	44/回	87/回	130/回	
	介護度3	1,055/日	2,110/日	3,165/日	入浴介助加算(Ⅱ)	65/回	130/回	195/回	
	介護度4	1,223/日	2,446/日	3,669/日	リハビリテーション提供体制加算	26/回	52/回	78/回	
	介護度5	1,388/日	2,775/日	4,162/日	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	607/月	1,213/月	1,820/月	6月以内
実費					リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	260/月	520/月	780/月	6月超
					リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	643/月	1,285/月	1,927/月	6月以内
					リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	296/月	592/月	887/月	6月超
					リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	899/月	1,798/月	2,697/月	6月以内
					リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	553/月	1,105/月	1,657/月	6月超
					リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	935/月	1,870/月	2,804/月	6月以内
					リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	588/月	1,176/月	1,764/月	6月超
					短期集中個別リハビリテーション	120/回	239/回	358/回	退院、退所後又は認定日から3ヶ月以内
					認知症短期集中リハビリテーション(Ⅰ)	260/回	520/回	780/回	1週2回まで、3月以内
					認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)	2,080/月	4,159/月	6,238/月	1週2回まで、3月以内
					生活行為向上リハビリテーション加算	1,354/月	2,708/月	4,062/月	6ヶ月以内
					栄養アセスメント加算	55/月	109/月	163/月	
					栄養改善加算	217/回	434/回	650/回	1月2回まで
					口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22/回	44/回	65/回	6月に1回
					口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6/回	11/回	17/回	6月に1回
					科学的介護推進体制加算	44/月	87/月	130/月	
					送迎未実施減算	-51/片道	102/片道	153/片道	送迎を行わない場合
					※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.7%	4.7%	4.7%	
				☆ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.0%	2.0%	2.0%		
				新型コロナウイルス感染症への対応	0.1%	0.1%	0.1%		

※クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、
絵具、書道用品、木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、
風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、施設で用意するものを
ご利用いただく場合にお支払いいただきます

※ : 介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の
4.7%に相当する金額が加算されます。

☆ : 介護職員等の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の
2.0%に相当する金額が加算されます。

《介護予防通所リハビリテーション利用料》 (単位:円)

基本料金

その他個別に加算される費用

	要介護度	基本料金			内容	その他個別に加算される費用			備考
		1割負担 金額	2割負担 金額	3割負担 金額		1割負担 金額	2割負担 金額	3割負担 金額	
基本料金	要支援1	2,224/月	4,447/月	6,670/月	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	77/月	156/月	234/月	要支援1
	要支援2	4,331/月	8,662/月	12,933/月	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	154/月	312/月	468/月	要支援2
実費					運動器機能向上加算	244/月	488/月	731/月	
					生活行為向上リハビリテーション実施加算	609/月	1,218/月	1,816/月	6ヶ月以内
					栄養アセスメント加算	55/月	109/月	163/月	
					栄養改善加算	217/月	434/月	650/月	
					口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	22/回	44/回	65/回	6月に1回
					口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6/回	11/回	17/回	6月に1回
					選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	520/月	1,040/月	1,560/月	
					選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	759/月	1,517/月	2,275/月	
					科学的介護推進体制加算	44/月	87/月	130/月	
					12月を超えた利用減算	-21/月	-43/月	-65/月	要支援1
					12月を超えた利用減算	-42/月	-86/月	-130/月	要支援2
					※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.7%	4.7%	4.7%	
					☆ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.0%	2.0%	2.0%	
					新型コロナウイルス感染症への対応	0.1%	0.1%	0.1%	

※クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、
絵具、書道用品、木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、
風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、施設で用意するものを
ご利用いただく場合にお支払いいただきます

※ : 介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の
4.7%に相当する金額が加算されます。

☆ : 介護職員等の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の
2.0%に相当する金額が加算されます。